

# 大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）

## 対 比 表

平成 1 8 年 8 月 3 1 日

国土交通省河川局

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
<p style="text-align: center;">大井川水系工事実施基本計画</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 . . . . . 1</p> <p>2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項 . . . . . 1 3</p> <p>（1）基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項 . . . . . 1 3</p> <p>（2）主要な地点における計画高水流量に関する事項 . . . . . 1 4</p> <p>（3）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 . . . . . 1 6</p> <p>3. 河川工事の実施に関する事項 . . . . . 1 5</p> <p>（1）主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項 . . . . . 1 5</p>	<p style="text-align: center;">大井川水系河川整備基本方針（案）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 . . . . . 1</p> <p>（1）流域及び河川の概要 . . . . . 1</p> <p>（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 . . . . . 5</p> <p>ア 災害の発生の防止又は軽減 . . . . . 6</p> <p>イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 . . . . . 7</p> <p>ウ 河川環境の整備と保全 . . . . . 8</p> <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項 . . . . . 1 1</p> <p>（1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 . . . . . 1 1</p> <p>（2）主要な地点における計画高水流量に関する事項 . . . . . 1 2</p> <p>（3）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 . . . . . 1 3</p> <p>（4）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 . . . . . 1 4</p> <p>（参考図）大井川水系図 <span style="float: right;">巻末</span></p>

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
<p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>大井川水系は、その源を静岡県静岡市間ノ岳に発し、赤石山脈から発する大小の支川を合せ、島田市において平野部に出て、大代川等の支川を合せて駿河湾に注ぐ。</p> <p>その流域は、静岡県に属し、面積は1,310km<sup>2</sup>に及び西駿河湾地域における社会・経済の基盤をなし、本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。</p>	<p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>(1) 流域及び河川の概要</p> <p>大井川は、静岡県の中部に位置し、その源を静岡県、長野県、山梨県の3県境に位置する間ノ岳（標高3,189m）に発し、静岡県の中央部を南北に貫流しながら寸又川、笹間川等の支川を合わせ、島田市付近から広がる扇状地を抜け、その後、駿河湾に注ぐ、幹川流路延長168km、流域面積1,280km<sup>2</sup>の一級河川である。</p> <p>その流域は、静岡市、島田市、藤枝市、大井川町、吉田町、川根本町、川根町の3市4町からなり、流域の土地利用は山地等が約94%、水田や畑地等の農地が約4%、宅地等の市街地が約2%となっている。下流に広がる扇状地には、JR東海道本線、JR東海道新幹線、東名高速道路、国道1号等の我が国の根幹をなす交通網の拠点があり、さらには、大井川沿川には製薬、化学、製紙業等の工場進出が進んでいる。また、大井川川越遺跡や蓬萊橋等の貴重な史跡が存在するなど、この地域における社会・経済・文化の基盤を成している。</p> <p>また、南アルプス国立公園等の豊かな自然環境や深い渓谷美を有する接岨峡や寸又峡等の河川景観に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。</p> <p>流域の地質は、中生代白亜紀の四万十層や第三紀層の瀬戸川層が帯状に配列され、砂岩や泥岩から構成されている。また、中央構造線と糸魚川－静岡構造線に挟まれていることから、地殻変動や風化を受けて非常に脆弱な地質となっ</p>

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
	<p>ており、上流部からの土砂流出が多い。</p> <p>流域の気候は、年平均気温は上流部で12℃程度、中下流部で15℃程度となっており全体的に温暖な気候を示している。流域内の平均年間降水量は、上中流部で約2,400mm～3,000mm、下流部で約2,000mmとなる多雨地帯である。</p> <p>源流から大井川ダム付近までの上流部は、国指定の特別天然記念物であるニホンカモシカやツキノワグマ等の哺乳類が生息する豊かな自然環境である。ヤマトイワナをはじめアマゴ、ウグイ等の魚類が生息する。また、ヤマセミやカワガラス等の溪流性の鳥類、日本列島における分布の南限としてライチョウも生息している。支川の源流部では、ヒダサンショウウオやアカイシサンショウウオ等の両生類が生息する。</p> <p>大井川ダム付近から大臣管理区間上流端付近までの中流部は、「<sup>うやま</sup>鶴山の七曲<sup>せんじゆう</sup>り」に代表される穿入蛇行を繰り返す地形で、瀬や淵にはアマゴやウグイ、アユ等の魚類が生息し、砂礫の河原には、コゴメヤナギ等の河畔林が繁茂し、セグロセキレイやキセキレイ等の鳥類が生息する。また、河川周辺にはニホンザル、ホンドタヌキ、ホンドキツネ等の哺乳類が生息する。</p> <p>大臣管理区間上流端付近から河口までの下流部は、複列砂州や網状の流路に砂礫河原が形成され、砂州や中州においてはコゴメヤナギ等の河畔林が繁茂している。砂礫河原に続く水辺にはコサギやアオサギ等のサギ類、イカルチドリやコチドリ等のチドリ類、セグロセキレイ等がみられる。砂礫底の瀬や淵にはアユやシマドジョウ等の魚類が、ワンド等にはトノサマガエルやニホンアカガエル等の両生類が生息している。</p>

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
<p>治水事業の沿革は、明治31年から同35年にわたり、直轄事業として改修工事を実施して一応の完成をみた。</p> <p>その後、昭和29年9月洪水をもとに、神座における計画高水流量を6,000m<sup>3</sup>/sとする計画を決定し、昭和33年から直轄事業として、神座から下流について改修工事に着手した。</p> <p>さらに、昭和49年に、最近の出水状況及び流域の開発状況等にかんがみ、神座における基本高水のピーク流量を11,500m<sup>3</sup>/sとし、上流ダム群により2,000m<sup>3</sup>/sを調節し、計画高水流量を9,500m<sup>3</sup>/sとする現計画を決定した。</p>	<p>河口部は、アユをはじめとした回遊性魚類の遡上経路となっており、全国的に希少な魚類も生息している。また、河口部左岸には大井川河口野鳥園があり、河口部の砂州はコアジサシの繁殖地となっているほか、シギ類やサギ類の渡りの中継地となっている。</p> <p>大井川における治水の歴史は、平安時代に島田市付近に飛田堤防が築かれたことに始まる。天正18年（1590年）には、牛尾山付近の新川開削が行われ、牛尾山の西側を流れていた本流を締め切り、牛尾山の東側に新たに流路を開削したもので、現在の大井川の川筋が概ね形成された。牛尾山の旧川締め切りのための築堤は山内一豊が施工し、「一豊堤」として現在もその形を残している。</p> <p>明治31年8月の河川施行規定によって、全国で最初に直轄工事による高水工事を実施する3河川のうちの1つとして工事が実施され、明治35年をもって一応の完成をみた。</p> <p>昭和29年9月洪水を契機に、昭和30年から直轄編入の調査が実施され、左岸島田市神座、右岸島田市神尾より河口に至る24.4kmの区間が直轄編入され、昭和33年に基準地点神座における計画高水流量を6,000m<sup>3</sup>/sとする計画が策定された。その後、昭和38年に同計画を踏襲する直轄河川総体計画を策定した。</p> <p>昭和43年2月には、直轄河川総体計画を踏襲し、神座地点で計画高水流量を6,000m<sup>3</sup>/sとする工事実施基本計画を策定した。</p> <p>その後も昭和40年9月洪水、44年8月洪水等の相次ぐ出水や流域の開発状況等に鑑み、昭和49年に基準地点神座における基本高水のピーク流量を11,500m<sup>3</sup>/sとし、上流ダム群により2,000m<sup>3</sup>/sを調節して計画高水流量を9,500m<sup>3</sup>/sとする工事実施基本計画の改定を行った。この間、昭和52年に本体工事に着手した長島ダムを平成14年3月に完成させた。</p>

大井川水系工事实施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事实施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
<p>河川の利用については、農業用水として約11,600ha に及ぶ耕地のかんがいに利用され、水力発電として昭和10年に建設された湯山発電所を初めとして、現在12箇所の発電所により総最大出力608,400kw の電力の供給が行われ、また、上水道用水、工業用水として島田市等に対して供給が行われている。</p>	<p>また、昭和30年代から行われた砂利採取等の影響により河床が低下し、護岸の基礎が洗掘されるなど河川管理施設等に影響が現れたため、直轄管理区間については平成12年4月に砂利採取を終了した。</p> <p>河川水の利用に関しては、流域内の降水量が多く、急峻な地形であることを利用した水力発電が古くから行われている。昭和10年に建設された湯山発電所を始めとして15ヶ所の発電所により、総最大出力約68万 KW の電力供給が行われており、県下最大の電力供給地域となっている。また、農業用水として志太、<small>はいばら</small> 榛原、<small>とうえん</small> 東遠、<small>ちゆうえん</small> 中遠をはじめとする13,000ha を越える農地でかんがいに利用されているほか、水道用水、工業用水にも利用されている。</p> <p>大井川は平常時の河川流量が少なく、概ね10年に1回程度の規模の渇水流量は約2.0m<sup>3</sup>/s と低い。これまでの相次ぐ発電ダム等の建設により、河川に水がほとんど流れない状態となった昭和30年代後半から、地域住民等より清流回復の要望が高まり、大規模な住民運動も展開されるなど、発電による減水区間の流況改善に向けて熱心な取り組みがなされている。</p> <p>水質については、河口から大井川橋までは B 類型、<small>すんえん</small> 駿遠橋までは A 類型、それより上流が AA 類型で、昭和40年代後半までは、パルプ工場等の排水による影響で水質は悪化していたが、水質汚濁防止法による排水規制等により改善されてきた。近年において、BOD75%値は環境基準値を概ね満足している。</p> <p>一方では、上流部の地質等の影響から流水の白濁化がみられる。</p> <p>河川の利用状況については、上流部は南アルプス登山の玄関口として豊かな自然環境と美しい景観を求めて多くの人に利用されているほか、長島ダム周辺にはキャンプ場や公園等が整備され、散策や釣り等に利用されている。</p>

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
<p>本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川工事の現状、砂防・治山工事の実施、水害発生状況及び河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む。）ならびに河川環境の保全を考慮し、また関連地域の社会・経済情勢に即応するよう、中部圏開発整備計画等との調整を図り、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、しばしば水害の発生している地域についての対策を重点として、次のように工事を実施するものとする。保全に関しては、島田市、金谷町等の主要地区を洪水から防御するため、長島ダム等の上流ダム群を建設して洪水調節を行うとともに、築堤、掘削を行い、護岸、水制等を施工する。また河口部については、高潮対策事業を行う。</p> <p>さらに、河川環境の計画的な保全と整備を図る。</p> <p>利用に関しては、西駿河湾地区等を中心とする地区の発展に伴う諸用水の需要の増大に対処するため、長島ダム等の上流ダム群の建設を行い、水資源の広域的、かつ合理的な利用の促進を図る。</p>	<p>下流部では、特に島田市においては高水敷の利用が盛んであり、多目的河川敷道路として整備されたマラソンコースは地域住民をはじめ、県外からも数多くの人々が利用している。また、大井川の歴史をしのばせる連台越し等、広く市民に親しまれるイベントにも利用されている。</p> <p>（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>大井川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、中上流部に代表される大井川の自然豊かな環境と大井川らしい河川景観を保全、継承するとともに、地域の個性と活力、流域の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。</p> <p>このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。</p> <p>治水、利水、環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一</p>

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
	<p>体となって取り組む。</p> <p>河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。</p> <p>ア 災害の発生の防止又は軽減</p> <p>災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行う。その際、関係機関と調整しながら、既存施設の有効活用等を図る。また、大井川の多様な自然環境に配慮しながら、狭窄部の開削を含む河道掘削等により河積を増大させるとともに、堤防が河床砂礫で構成されていることに起因する堤防漏水等に対応するため、漏水対策や堤防強化を図り、河岸崩壊を防止するため護岸等を施工し、計画規模の洪水を安全に流下させる。なお、河道掘削による河積の確保にあたっては、河道の安定・維持、河岸等の良好な河川環境に配慮する。</p> <p>洪水調節施設、堤防、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細やかに行い、河川管理施設及び河道の状況を的確に把握する。維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、河川空間監視カメラ等による施設管理の高度化、効率化を図る。</p> <p>河道内の樹木については、樹木の阻害による洪水位への影響を十分把握し、</p>



大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
	<p>河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るために計画的な伐採等の適正な管理を実施する。</p> <p>大井川流域は、「東海地震に関する地震防災対策強化地域」及び「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による津波への対応等の地震防災を図るため、堤防の耐震対策や構造物の適正な機能維持等を講じる。</p> <p>また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施する。</p> <p>洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等を踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、ハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。</p> <p>本川及び支川の整備にあたっては、下流部に人口・資産が集積していることを踏まえ、この地域の整備の進捗を十分考慮して、これより上流の河道の整備を進める。実施にあたっては、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。</p> <p>イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも関係機</p>

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
	<p>関と連携して水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。さらには、減水区間の流況改善に向けた方策についての検討を進めていく。</p> <p>ウ 河川環境の整備と保全</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と大井川との関わりを考慮しつつ、大井川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、河川環境管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p> <p>動植物の生息地、生育地の保全については、自然植生が繁茂する広い高水敷や河口部に干潟を持つ大井川の特徴を踏まえ、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努める。</p> <p>良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、上流域の接阻峡や寸又峡の山間溪谷美、「鶺鴒山<small>うやま</small>の七曲り」等の河川景観の保全に努めるとともに、沿川の市街地における憩いの場である水辺の景観の維持・形成に努める。</p> <p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、地域住民等の身近な憩いと</p>

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
	<p>やすらぎ、多様なレクリエーション、環境教育の場及び大井川川越遺跡等の古来からの歴史と文化を感じさせる空間として、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用を図り、人と川との関係の再構築に努める。</p> <p>水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道事業等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努める。また、既設ダムにおいて、貯水池上流の清水を直接下流へ放流するなど、関係機関と連携・調整を図ったうえで白濁化対策を進めていく。</p> <p>河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。</p> <p>また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。</p> <p>地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。</p> <p>上流部においては、ヤマトイワナや溪流に生息するアマゴ、ウグイ等の魚類等が生息する良好な河川環境を継承するよう、引き続き保全に努める。</p>

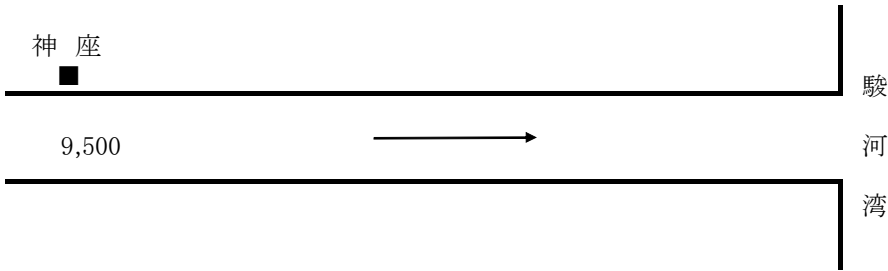
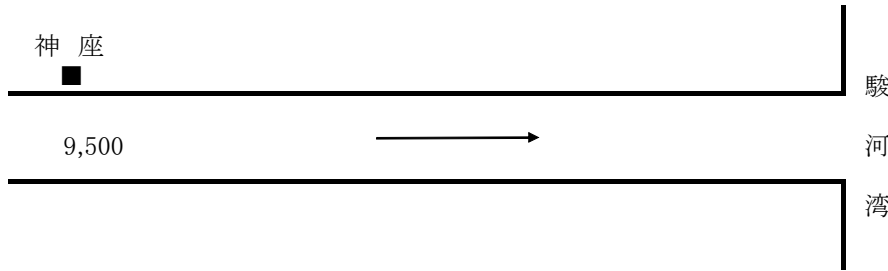
大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
	<p>中流部においては、アユやアマゴ等が生息する瀬や淵、セグロセキレイやキセキレイ等の鳥類が生息し、コゴメヤナギの繁茂する砂礫河原の保全に努める。</p> <p>下流部においては、砂州や中州に繁茂するコゴメヤナギ等の河畔林がコアジサシの繁殖地やカワラバッタ等の昆虫類やコサギやイカルチドリ等の生息地となっていること、砂礫河原に続く水辺には、アユ等の生息場となる瀬や淵、トノサマガエルなどの両生類等の生息場となるワンド等があることからこれらの保全に努める。</p> <p>河口部は、アユをはじめとした回遊性魚類の遡上経路となっており、全国的に希少な魚類も生息していることからこれらの保全に努める。また、シギ類やサギ類の渡りの中継地となっている河口部の砂州の保全に努めるとともに、アユやアユカケの産卵場となっている河口付近の瀬の保全に努める。</p>

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）																				
<p>2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項</p> <p>(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項</p> <p>基本高水は、神座上流域の対象雨量(2日雨量)を551mm とし、昭和29年9月洪水、40年9月洪水等を主要な対象洪水として検討し、そのピーク流量を、基準地点神座において、11,500m<sup>3</sup>/s とし、このうち長島ダム等の上流ダム群により2,000m<sup>3</sup>/s を調節して河道への配分流量を9,500m<sup>3</sup>/s とする。</p> <p style="text-align: center;">基本高水のピーク流量等一覧表</p> <p style="text-align: right;">(m<sup>3</sup>/sec)</p> <table border="1" data-bbox="109 890 1081 1157"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量 (m<sup>3</sup>/sec)</th> <th>ダム等による調節流量 (m<sup>3</sup>/sec)</th> <th>河道への配分流量 (m<sup>3</sup>/sec)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大井川</td> <td>神 座</td> <td>11,500</td> <td>2,000</td> <td>9,500</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /sec)	ダム等による調節流量 (m <sup>3</sup> /sec)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /sec)	大井川	神 座	11,500	2,000	9,500	<p>2. 河川の整備の基本となるべき事項</p> <p>(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項</p> <p>基本高水は、昭和40年9月洪水、昭和44年8月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点神座において11,500m<sup>3</sup>/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により2,000m<sup>3</sup>/s を調節して、河道への配分流量を9,500m<sup>3</sup>/s とする。</p> <p style="text-align: center;">基本高水のピーク流量等一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1153 890 2125 1157"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>洪水調節施設による調節流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>河道への配分流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大井川</td> <td>神座</td> <td>11,500</td> <td>2,000</td> <td>9,500</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)	大井川	神座	11,500	2,000	9,500
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /sec)	ダム等による調節流量 (m <sup>3</sup> /sec)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /sec)																	
大井川	神 座	11,500	2,000	9,500																	
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)																	
大井川	神座	11,500	2,000	9,500																	

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
<p>(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項</p> <p>計画高水流量は、神座において9,500m<sup>3</sup>/s とし、その下流では河口まで同流量とする。</p> <p>大井川計画高水流量図</p>  <p>単位：m<sup>3</sup>/sec</p>	<p>(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項</p> <p>計画高水流量は、神座地点において9,500m<sup>3</sup>/s とし、その下流では河口まで同流量とする。</p> <p>大井川計画高水流量図</p>  <p>単位：m<sup>3</sup>/s</p>

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

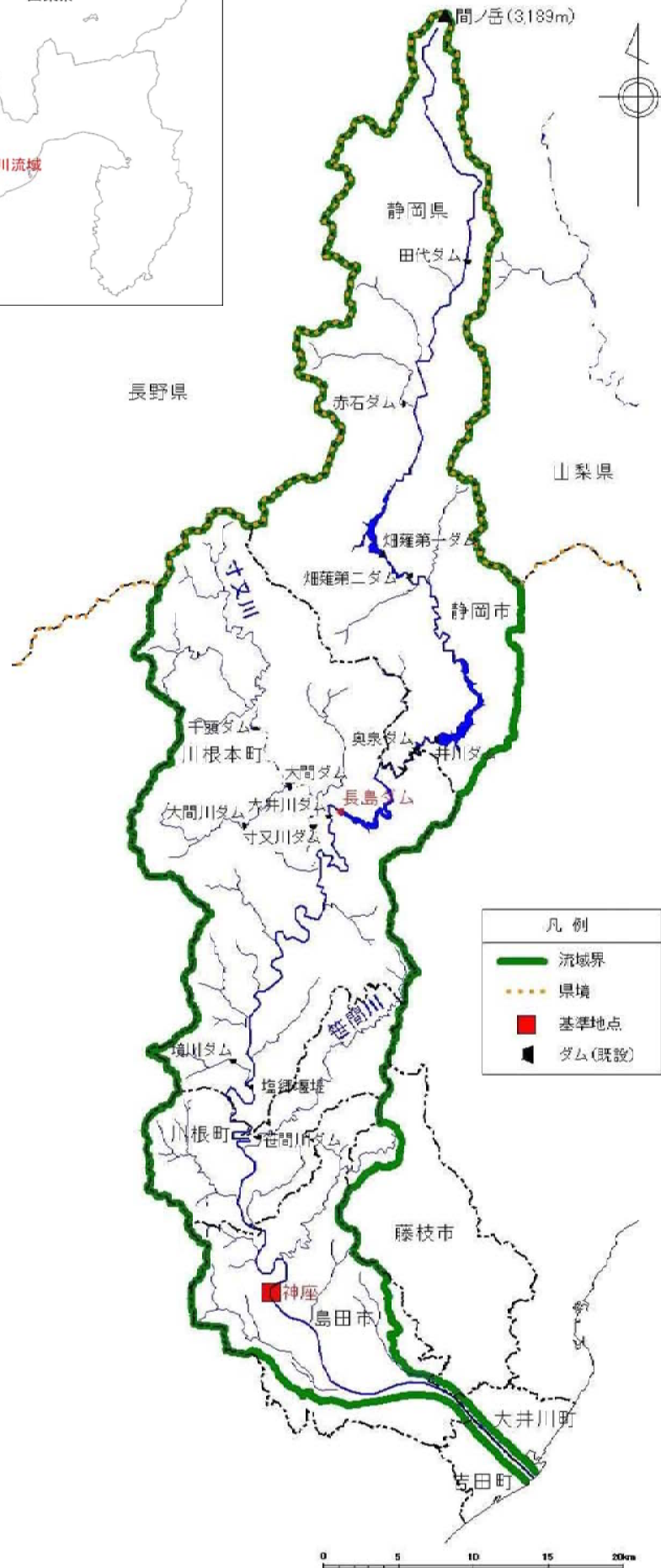
大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）																														
<p>3. 河川工事の実施に関する事項</p> <p>(1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項</p> <p>イ. 計画高水位</p> <p>本水系の主要な地点における計画高水位は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">主要な地点における計画高水位一覧表</p> <table border="1" data-bbox="132 627 1072 979"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口または合流点からの距離(km)</th> <th>計画高水位 T.P. (m)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大井川</td> <td>神座</td> <td>23.4</td> <td>104.68</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>細島</td> <td>10.0</td> <td>42.71</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大井川</td> <td>河口</td> <td>-0.4</td> <td>※ 6.20</td> <td>計画高潮位 1.66m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) ※ : 計画高潮堤防高 T.P. : 東京湾中等潮位</p> <p>ロ) 計画横断形</p> <p>本水系の主要な地点における河道の計画横断形及び堤防の計画標準横断形は、次図のとおりとする。</p> <p>なお、堤防の横断形は、必要に応じて拡幅するものとする。</p> <p>ハ) 堤防高</p> <p>堤防高は、計画高水位に1.5mを加えたものとする。</p>	河川名	地点名	河口または合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P. (m)	摘 要	大井川	神座	23.4	104.68		〃	細島	10.0	42.71		大井川	河口	-0.4	※ 6.20	計画高潮位 1.66m	<p>(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項</p> <p>本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">主要な地点における計画高水位一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1160 627 2101 804"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口からの距離(km)</th> <th>計画高水位 T.P. (m)</th> <th>川 幅 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大井川</td> <td>神座</td> <td>23.4</td> <td>104.47</td> <td>410</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) T.P. : 東京湾中等潮位</p>	河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 T.P. (m)	川 幅 (m)	大井川	神座	23.4	104.47	410
河川名	地点名	河口または合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P. (m)	摘 要																											
大井川	神座	23.4	104.68																												
〃	細島	10.0	42.71																												
大井川	河口	-0.4	※ 6.20	計画高潮位 1.66m																											
河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 T.P. (m)	川 幅 (m)																											
大井川	神座	23.4	104.47	410																											

大井川水系工事実施基本計画と大井川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大井川水系工事実施基本計画	大井川水系河川整備基本方針（案）
<p>（３）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p> <p>大井川における既得水利としては、国鉄東海道本線鉄橋地点より下流においてははない。</p> <p>同地点における過去9ヶ年間の流況は、昭和43年に完成した大井川農業水利事業を考慮して推算すると、平均渇水流量は、11.0m<sup>3</sup>/s、平均低水流量は25.4m<sup>3</sup>/sである。</p> <p>流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、水質等を合わせて考慮し、おおむね11m<sup>3</sup>/sとするがさらに調査検討のうえ決定とするものとする。</p>	<p>（４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p> <p>大井川における既得水利としては、神座地点より下流において上水道用水として0.005m<sup>3</sup>/sがある。</p> <p>これに対し、神座地点における過去10年間（平成3年～平成16年のうち欠測期間を除いた10年間）の平均渇水流量は約6.2m<sup>3</sup>/s、平均低水流量は約14.1m<sup>3</sup>/sである。</p> <p>神座地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、水利の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、9月から12月の期間は概ね11m<sup>3</sup>/s、1月から2月の期間は概ね9m<sup>3</sup>/s、3月から8月の期間は概ね10m<sup>3</sup>/sとする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該水量は増減するものである。</p>



# 位置図



(参考図) 大井川水系図